

## 東秩父村地域応援商品券（第二弾）取扱加盟店募集要領

### 1 発行の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による消費支出の低迷に対し、消費喚起と事業者の事業継続及び売上拡大を図るとともに住民収入減などによる生活支援を目的とする。

### 2 商品券の発行について

- (1) 名 称 地域応援商品券
- (2) 発 行 者 東秩父村
- (3) 対 象 者 令和3年4月1日時点で、東秩父村に住民票を有している者
- (4) 発 行 額 27,100,000 円
- (5) 支 給 額 1人当たり 10,000 円（500 円券×20 枚綴り）
- (6) 使用期間 令和3年5月1日から令和3年12月31日まで

### 3 取扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品等の購入及びサービスの提供において使用できる。
- (2) 商品券は換金以外で現金化することはできない。
- (3) 商品券額面に金額が満たない場合でもつり銭は支払わない。
- (4) 商品券額面を超える不足分は現金等で支払う。
- (5) 使用期間を過ぎた商品券は受け取らない。
- (6) 商品券の紛失及び盗難に対し、東秩父村はその責を負わない。

### 4 商品券の使用対象にならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 金券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

### 5 取扱店の加盟資格

- (1) 取扱店に加盟する場合は、取扱加盟店一覧表における店舗等の情報掲載及び東秩父村ホームページ、リーフレット等により広報を行うことについて承諾すること。
- (2) 東秩父村内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の①から④に該当する事業者を除いたもので、東秩父村内の店舗等に限り商品券を使用できるものとする。  
①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2

条に規定する営業を行っている事業者

②特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反する営業を行っている事業者

③上記[4商品券の対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを扱う事業者

④東秩父村暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者

## 6 取扱店の責務等

- (1) 使用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか確認すること。ナンバリングがないもの、色合いが違うものなど偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに産業観光課に報告すること。
- (2) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため、表面の使用済みチェック欄に必ず押印もしくは記入等を行うこととし、既に記載があるものは受け取りを拒否すること。
- (3) 商品券の交換及び売買は行わないこと。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金すること。
- (4) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないこと。
- (5) 使用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。
- (6) 埼玉県暴力団排除条例及び東秩父村暴力団排除条例を遵守すること。

## 7 申請手続き

### (1) 申請方法

この「募集要領」に同意のうえ「取扱加盟店登録申請書」に必要事項を記入し、産業観光課へ郵送又は直接提出すること。

### (2) 申請書の提出先

〒355-0375 東秩父村大字御堂 634 番地  
東秩父村役場 産業観光課 商工観光担当あて

### (3) 申請期間

令和3年4月5日（月）から4月19日（月）まで

※ただし、4月19日（月）以降も随時募集とするが、初回商品券と同時発送する取扱事業者一覧表には掲載されないものとする。

### (4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、村の審査を経て取扱加盟店として承認を行う。承認した場合には後日「取扱加盟店証明書（シール）」を郵送し、結果を通知する。

※前回実施時（期間：令和2年9月1日～令和3年2月28日）に取扱加盟店登録した事業者へは、すでに「取扱加盟店証明書（シール）」を郵送していることから行わず、劣化等による再郵送を希望する事業者のみに行う。

(5) その他

- ①村内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を作成すること。
- ②商品券換金申請書は、取扱加盟店証明書と同時に配布を行う。

8 換金

(1) 換金方法

取扱加盟店は、産業観光課において、使用済券と商品券換金請求書を提出すること。

(2) 換金期間

- ①使用日から2ヵ月以内に申請することとする。ただし、最終の申請は、有効期限後の令和4年1月31日（月）までとする。
- ②使用された商品券は、換金請求書に記入のうえ適宜まとめて提出すること。

(3) その他

- ①換金は指定口座への振込とし、現金での換金を行わない。
- ②振込は商品券換金申請書提出日から原則1ヵ月以内に振込むものとする。

9 取扱店の取消等

この「募集要領」に違反する行為が認められた場合、村は換金の拒否や取扱店の承認を取り消すことができる。また、違反により損害金が生じた際は、請求することができる。

10 その他留意事項

この「募集要領」に記載されていない事項は、産業観光課と協議を行うこと。

<問い合わせ先>

産業観光課 TEL：0493-82-1223 FAX：0493-82-1562